

平成24年11月13日

居所不明児童生徒に係る対策について

さいたま市長 清水 勇人

文部科学省の調査により、住民票がありながら1年以上居場所がわからない、いわゆる「居所不明児童生徒」が全国で1,000名近く存在することが明らかになっている。（平成23年度1,191名、平成24年度976名（速報）、学校基本調査より）

また、本年4月には、大阪府富田林市において、小学4年生の男児が入学以来一度も学校に通ったことがなく、居所不明となっていることが判明し、事件に巻き込まれた可能性もあるとされるような事例も生じている。

このような児童生徒の多くは、親の多重債務やDVなどにより住民票を移さずに転居したり、外国籍の親とともに出国したことにより、居所不明となっているものと考えられるが、全国の居所不明児童生徒の約半分が首都圏で生じており、特に大都市部において特徴的な課題であると考えられる。

なお、住民票を移さなくても、居住していれば当該自治体で就学が許可されることから、実際には転居先の学校に就学をしているケースもあるものと考えられるが、居所不明の児童生徒の中には、必要な支援が行き届いていないケースも多いものと考えられる。

一方で、各自治体の教育委員会間、あるいは教育委員会と児童相談所、保健所等との情報共有は、個人情報の取り扱いや保護者の意向といった課題もあり、進んでいないのが実情である。

このため、国等による居所不明情報のデータベース化も含めた他自治体との情報共有の方策や、教育委員会と児童相談所、保健所等との連携のあり方、支援が必要な児童生徒の洗い出し等の課題について、九都県市共同で研究することを提案する。

※ 当日配布した本件に係る資料のホームページでの公表は、著作権許可の範囲を超えるため、掲載を控えさせていただきます。